



特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4末広ビル5階

Tel:03-3595-8088 Fax:03-3595-8090

E-mail: hogokikin@jtef.jp URL: <http://www.jtef.jp>

2010年（平成22年）12月6日

中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討委員会 各位

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する要望書

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

理事長 戸川久美

担当：事務局長 坂元雅行（弁護士）

標記の件に関し、下記3点を要望いたします。ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【要望する動愛法改正事項】

1 登録の拒否について（法第12条）

- 登録拒否事由に動物取扱業の業務に関し他の法令に違反した場合を含めること
(法第12条1項2号関係)
- 刑の執行終了後の登録可能時を、現行法が定める2年から4年に延長すること
(法第12条1項2号関係)

2 登録の取消し等について（法第19条）

- 登録取消及び業務停止事由に、動物取扱業者、その使用人、動物取扱業者が法人である場合にはその役員が動物取扱業の業務に関し他の法令に違反した場合を含めること
(法第19条1項5号関係)

3 要望する改正事項の施行時期について

- 1,2の改正事項は、改正法公布時にただちに施行すべきこと。

【要望の理由】

2006年5月18日、全国有数のは虫類ペットの動物取扱業者が、種の保存法違反および詐欺の罪で有罪判決を受けた（法人およびその代表者）。動愛法違反はない。この事件で問題となった絶滅危惧種は密輸されたものであり、運び屋は外為法及び関税法でも処罰されている。なお、代表者には海外での処罰を含め、3つ以上の野生生物違法取引の前科があった。

ところが、本件では、動物取扱業者としての登録はそのままに、その業務は中断することなく現在まで継続されている。

動物取扱業の適正さを広く確保していくためには、動愛法のみならず、その業務に関して違法行為がないことを営業の前提条件とすることを徹底する必要がある。

上記事例の概要（処罰を受けた者は6名（法人1社を含む））

【2003年：4頭のガビアルモドキの無承認・無許可輸入、4頭の密輸入したガビアルモドキの違法譲渡、4頭の密輸入したガビアルモドキを国内で繁殖した個体として虚偽登録、1頭の虚偽登録されたガビアルモドキを相当額の価値あるものと誤信させ金銭を搾取（詐欺）】

【2004年：24頭の密輸入したマダガスカルホシガメを国内で繁殖した個体として虚偽登録、2頭の虚偽登録されたマダガスカルホシガメを相当額の価値のあるものと誤信させ金銭を搾取（詐欺）】

【2003年：4頭のサイイグアナの無承認・無許可輸入】

【要望事項の補足説明】

- ・動物取扱業の業態上、その業務に関連することが特に多いと考えられるのは以下の法令である。ただし、刑法犯（公文書偽造罪、同行使罪、詐欺罪、業務上過失致死傷等）など、それ以外の法令違反が関連することも少なくないと考えられる（参考事例参照）。したがって、以下の法令違反を主に想定しつつ、それだけに限定しないことが適切と考えられる。

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・関税法
- ・外国為替及び外国貿易法
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・狂犬病予防法

参考事例：ひとつの事例で認定された法令違反

- ・ 10 頭のサバクオオトカゲの無承認・無許可輸入、3 頭のサバクオオトカゲの違法譲渡、1 頭のカミツキガメ違法譲渡、1 頭のトウブブラウンスネーク違法飼養、無免許運転
(第 1 審判決：東京地裁 2009 年 3 月 4 日)
→ 関税法違反、外為法違反、種の保存法違反、
外来生物法違反、動愛法違反、道路交通法違反

 - ・ 9 頭のピグミースローロリスの無承認・無許可輸入、7 頭のピグミースローロリスの違法譲渡
(第 1 審判決：東京地裁：2008 年 6 月 15 日)
→ 関税法違反、外為法違反、感染症予防法違反、
種の保存法違反

 - ・ 2 頭のマダガスカルホシガメ（ハウシャガメ）の違法譲渡
(第 1 審判決：東京地裁：2008 年 2 月 20 日)
→ 種の保存法違反、有印公文書偽造、同行使、詐欺
- ・ 他法令違反を業の許認可取消事由、業務停止事由とする立法例には、以下のものなどがある。

建設業法

第 28 条 3 項

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第 1 項各号のいずれかに該当するとき（中略）は、その者に対し、1 年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

注：第 1 項 3 号

建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適當であると認められるとき。

第 29 条 1 項

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の 1 に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

注：第 1 項 6 号

前条第 1 項各号の一に該当し情状特に重い場合又は同条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

探偵業の業務の適正化に関する法律

第15条

公安委員会は、探偵業者等がこの法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は前条の規定による指示に違反したときは、当該探偵業者に対し、当該営業所における探偵業について、6月以内の期間を定めて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

注：探偵業は届出制なので、許認可等の取消規定はおかれていない。

- ・改正法の施行に当たって経過措置をおくかどうかの検討に当たっては、取扱業者あるいはその登録をしようとする者に不意打ち的な規制となって、その営業を不当に制限しないかが考慮されなければならない。

しかし、要望する改正事項は、既に存在する法令における規制（しかも罰則を伴う規制）の将来の遵守あるいは直近過去（4年間）の遵守状況を条件とした営業を求めるものに過ぎない。

特に、将来的な違反を問題とする登録取消や業務停止においては、不意打ち的な規制となるおそれは皆無といえる。法治国家においては、すべての者がすべての法令を遵守して国民生活を営んでいることが当然の前提だからである。

以上

特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金（JTEF）について

JTEF トラ・ゾウ保護基金は、野生の生きものの立場に立ってその世界を守り、生物多様性を保全すること、そのことを通じて人の豊かな自然環境を守ることをめざして設立された非営利、非政府の団体です。

この目的を実現するための具体的な活動として、トラとゾウの生息地における保護活動支援を中心としたプログラムを展開します。

トラとゾウは、アジア、アフリカにとどまらず、グローバルな野生の生きものの世界のシンボルといえます。広大な生息地を必要とするトラとゾウを守ることは、生態系全体を保全することにつながり、それらが自然に生き続けられるようにすることは、40億年の進化のプロセスを継いでいくこと＝生物多様性を保全することになります。しかし、彼らの生存は危機にさらされて久しく、存続の機会を確保するために行動すべきタイムリミットは間近にせまっています。たとえばトラとアジアゾウは100年以内に20%の確率で絶滅する見通しとされています。

トラ・ゾウ保護基金の英名略称である JTEF は、じえい「てふ」と発音します。JTEF のロゴに描かれているチョウの古語である「てふてふ」の「てふ」です。小さなチョウも、野生の生きものの世界の一員としてトラやゾウと共にあります。そして私たちの豊かな生活も生物多様性を基盤にして成り立っています。また、「てふてふ」の羽の形∞には、地球の進化のプロセスが永遠に続き、生きものの世界が展開し続けるようにとの願いが込められています。

JTEF は、調査研究・提言活動にも積極的に取り組んでいますが、本報告書に関連するプロジェクトとしては、以下のものがあります。

○野生生物犯罪データベース（JUSTICE）

日本における CITES 違反に関する行政情報・新聞情報等を網羅的に蓄積します。そして、違反の内容とそれに対する処罰の現状の分析を行い、法執行上の課題等を検討し、改善策を示します。

○野生生物取引の法規制に関する調査研究・提言

国際的な商業利用による野生生物に対する脅威は、生息地の外側からもたらされます。その典型例は、日本の象牙取引です。このように、日本国内の消費需要が違法取引の誘引となっていると考えられる事例を調査・研究します。

- ・象牙取引やそれ以外に日本がかかわる野生生物取引の実態と問題を把握します。
- ・絶滅のおそれのある種の国際取引を規制する CITES（ワシントン条約）の政策の動向を調査・研究します。
- ・象牙など野生生物製品に対する国内法（種の保存法）の規制等の課題を研究し、改善策を示します。